

○委員長（井上宜久）

皆さん、おはようございます。ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会（第2日目）の会議を開会いたします。

午前 9時00分 開議

○委員長（井上宜久）

本日の予定は、認定第1号 決算認定について（一般会計）の質疑をお願いいたします。

議事の進行上、最初に平成24年度決算に係る会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況の報告について質疑を行い、その後、部単位ごとに行うことといたします。

質疑に際しまして、委員の皆様には議事の整理上、挙手をしていただき、指名した後に発言をお願いいたします。質疑・答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、決算書307ページから311ページに記載の平成24年度決算に係る会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況の報告について、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。それでは、お伺いいたします。決算書を総体的に見ますと、大変よくできた決算書じゃないかなというふうに判断いたします。どれを見ても、非常に苦慮されて執行されたなという感じが伺えます。

これから質問するところは、308ページのところで、文書の中で、自主財源が伸び悩む中、臨時財政対策債や、南部地区土地区画整理支援事業債などの事業債を活用することにより、歳入の確保を図ったというふうに述べられております。町長が述べられておりますが、この部分でちょっと気がかりなところで質問いたします。

一般会計におきましては、55億強の町債があるわけですが、会計全体でいきますと、100億にほぼ近い町債となっております。そのほかに臨財債等を活用しているわけですが、健全化判断比率を見れば、特に問題ないというふうな形になっておりますが、このような形で町債は増え続けるということ。歳入の中で自主財源が60%弱、59%ぐらいということでもあります。そういうところから勘案して、町債と自主財源の59%というところのバランス、この辺をどういうふうに、24年度においては町長判断されたのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（井上宜久）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

かわりまして、お答えさせていただきます。町債残高ただいま一般会計という部分の中で言いますと、十分ご案内のことと思うんですけども、臨時財政対策債、一般会計ベースでいきますと、約55億の借金残高がある中で、臨財債は25億の残高があると。約45%強の臨財債を発行しているという状況がございます。臨財債は、ご

案内ではあるかと思いますがけれども、投資的経費に充てるというのではなく、通常の交付税の不足額をここで埋めているわけでございます。そういったところで、そういった部分の、本来だったら交付税で措置されるべきものが、この臨財債の発行額が、トータルの借金残高を押し上げているという部分が、一番顕著に開成町ではあらわれているというふうに考えてございます。この臨財債が投資に迎えるものではなくて、通常の経費の中に充てるもの。いわば国でいえば、赤字国債に相当するようなものでございますので、制度としてありますので、これを活用しない手はないという部分は、ある意味、考えるところでございますが、いかんせん、これが50%近くになってくると、また、別の考えもしなきゃいけないのかなと。将来的には、こういった部分を含めて、発行抑制に努めていかなきゃいけないのかなと思います。

そのほかに投資的に向けている部分の起債部分は、そのときどきの財政状況に応じて、かつその時点で、将来に向けて必要な投資のための記載というものでございますので、これはその時点、そのタイミング、財政状況全般、そういったところを勘案しながら、必要なときには必要なものやっていくということになるかと思えます。

○委員長（井上宜久）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

言われることは最もだと思いますが、自主財源が歳入全体の59.6%ということでありまして。24年度においてはこういう形になっておりますが、今後に向けてこれはもう少し増えていかないと、今言いました町債等を圧迫する結果となっていくと思うのですが、この自主財源の内訳等ありますけれども、59.6%に対する考え、今後、もう少し伸ばしていくべきなのか。これで十分なのかというところがあるかと思えますが、町として、自主財源の割合等については、どういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（井上宜久）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

この自主財源の部分なんですけれども、単純に額そのものは増やしていく努力をしていかなきゃいけないというふうに考えてございます。

ただ、その自主財源と、例えば、今現在もそうですけれども、自主財源が足りないために補助金をいただけない。補助金をもらうにしても、町として、どれだけ自主財源が確保できるから、この点、一体の補助金ももらえるよという部分がございまして。

自主財源を増やしていくのと同時に、それを種にして、補助金をさらにいただけるのであれば、そういったことも活用しなければならないというふうに思います。

割合という考えでは、ちょっとストレートには答えにくいのですが、自主財源そのものは増やしていくという努力はしなければいけないと考えてございます。

○委員長（井上宜久）

副町長。

○副町長（小澤 均）

ちょっと課長の補足をさせていただきたいのですけれども、基本的には、依存財源と自主財源という歳入の性質的な割合を比較しますと、やはり自主財源の割合が下がってきていると実態としては感じております。

進行形の中で、将来的な自主財源を確保するための方策、そういったものは手を打ってきている部分がありますので、それがある程度整った段階では、さらに上乘せして確保していくような取り組みを、充実強化を図っていきたいというふうに思います。

ちなみに20年度の決算額とこの24年度の決算額を比較してみますと、5年前の部分ですね。歳入総額そのものというのは、20年度ベースでは48億ぐらい。それで24年度ベースですと54億という、その違いはありますけれども、その20年度の自主財源の割合というのは78%ありました。今回が、ご指摘の59%ということで、割合がかなり下がっているのですけれども、町税そのものの収入額を見ますと、20年度は33億ございました。それで今回が25億7,000万ですから、徴税そのものはそういった金額の落ち込みが発生しているということは、分析の中で手をつとということが必要だと感じています。そういった20年度ベースですと、自主財源の割合というのは本当に8割あって、それで依存財源が2割という超優良な状況がありますけれども、そういうことを復活する努力というのは、当然、引き続きやっっていかなければいけないと認識をしておりますけれども、社会経済情勢が多分に影響すると。町税の部分については多分に影響するということ踏まえて、そういうことを慎重に捉えながら財政運営をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（井上宜久）

高橋委員、どうぞ。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。私は地方交付税の関係で質問をさせていただきたいと思います。23年度に続きまして、3億円台を交付されたという形が出されております。国の交付税のいろいろな見方、あるいは削減と、こういった方向も出ている中で、一定の確保がされたということは理解をしているところでございます。

町の指標を見させていただきましたけれども、財政力指数では、平成23年度、単年度でございますけれども、0.894、平成24年度は0.874ということで、財政力指数が低下をしているわけです。当然、23年度と状況と比較するならば、交付税がもう少しだけ増えるものかと感じておりますけれども、この辺の決算を踏まえて、地方交付税のあり方、それから今後の見通し等含めて、答弁をいただきたい。

○委員長（井上宜久）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

地方交付税に関しましては議員十分ご案内のとおり、一定の税金に対して地方交付税分という割合が決まっております、それを全国ベースで基準財政需要額を算出す

る、基準財政収入額を算出する中で不足額が交付されるというものではございませんけれども、現実問題として、法定税だけでは交付税部分が足りない中で、地方では臨時財政対策債を発行しているという部分がございます。

今年の資料の決算書の332ページをもしよろしければご覧いただきたいと思うんですが、普通交付税の算出表が出てございます。左肩のページには、需要額の金額、表を算出してございまして、右肩では、基準財政収入額という数字が出ています。この中で、需要額が増えれば基本的には交付税の額が増えるということなんですが、先ほどの菊川議員のご質問にも関係してしまうのですが、この中で一番大きく伸びておりますのが、左のページの右の枠、個別算定経費、公債費のうち、臨時財政対策債1億3,500万円がカウントされてございまして、昨年度で、これが1億2,300万円、つまり、さらに交付税、臨時財政対策債も発行していると、臨時財政対策債の借金を返すに当たって、後年度、交付税で措置されると、この臨時財政対策債の借金返済のための交付税措置が、現実的には伸びているという状況が今現在あります。そういったことの中では、先ほどの菊川議員とリンクするわけなんですけれども、交付税の将来の考え方なんですけれども、借金返済のための交付税という部分がやっぱりできない限りは、ここら辺の部分は伸びていかざるを得ないという部分がある程度ございます。

ただ、国全体の景気動向が上昇いたしまして、国全体で臨時財政対策債を発行しなくても、地方に回す税収部分だけでこれが賄えるということになってくれば、この臨時財債の部分の発行、返済部分が解消してくるのかなと、そういうこともまた考えられます。日本経済全体の動向の兼ね合いの中で、ここら辺がトータルの話の中ではカウントされてくるのかなというふうに考えます。

○委員長（井上宜久）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

交付税の関係について、理解をするところでございます。平成24年度の状況を見たときに、先ほど、同僚議員からもお話がございましたけれども、税収がどう24年度は確保されて、実態がどうなっているかというところに非常に注目をしているところでございます。

町民税が10億8,000万余、前年度比0.2%の増、町民税がわずかながら伸びているという観点と、それから、個人住民税の関係で言うならば、扶養控除が、税制改正に伴って増えているんだと、この件について、担当部局として、どのくらいこれにプラスになってきているのか、わかる範囲で説明を求めたいと思っております。

とあわせまして、法人町民税の減収、これは23年度も続きまして、24年度も非常に厳しい減収状況にあると。固定資産税等、それから町税の関係でいえば、現在は、固定資産税のほうが税収の金額では上回っていると、こういう実態をどう捉えていくかなということも、一つの観点からございます。

固定資産税が、前年比で4.7%減という報告がされておりますけれども、評価替

えがあったとしたと、この評価替えの影響というものは、今後も、評価替えの時期がくるときに、これが同じような形で減収等結びついてしまうのかという関係がございませうけれども、20年度において評価替え、これらに関して減収になった要因について、ご答弁をいただきたいと思ひます。

町税全体では、前年比2.5%減と、この状況を踏まえて、今、平成25年度に入っているわけですが、どのような形に影響をされてくるのかなという感じを受けておりますので、この辺の状況を踏まえて、お答え願ひたい。

○委員長（井上宜久）

税務窓口課、願ひします。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

ただいまの高橋委員のご質問にお答ひしたいと思ひます。町税全体、特に個人住民税の中の法改正がございまして、年少扶養控除が廃止されたというのが個人住民税の中ではございませう。ただ、この年少扶養控除の廃止に伴いまして、23年度と24年度の個人住民税の収入の差というのが、ここに出てきているのかなと感じております。

経済情勢等につきましては、皆様もご承知のことだと思ひますが、ここ数年は、毎年税収が伸び悩んでいると、減少傾向にある中で、23年度と24年度については、ベースとなると同じような状況が続いております。

ただ、その中で増収といたしまして、個人住民税の現年分で2,600万ほど増額となつてございませうが、こちらの主な要因としては、個人住民税の影響等がございませう。

また、2番目の質問といたしまして、法人住民税の関係でございませうが、依然として、やはり厳しい状況が続いてございませう。議員もご指摘ございませうが、大変厳しい状況でありまして、当初予定しておりました大企業の関係につきましても、ほとんど税収が伸びていないと、あと今までといひませうか、平成23年度に一番業績のよかつた、開成町にとりまして業績のよかつた企業、こちらが24年度になりまして、例年並みの状況に陥つているというところがございまして、数百万円の還付をしているというような状況がございませう。そういうところ、あるいは開成町から、今後、他町に移転をするような企業もございまして、見込みとしては、法人住民税は大変厳しいのかなというふうにご考へております。

次に、固定資産税でございませうが、評価替えの影響ということでありませうけれども、特に現在の固定資産税の中では、土地の価格が毎年下落しているところで、毎年、土地につきましては、見直しをしてきているところでありませうが、評価替えの年に極端に数字が動くというところが、家屋の評価替えに起因しているところが一番多くなつてございませう。

23年度と24年度の家屋の税収ベースでは5,300万ほどの開きがございませう。これが固定資産税全体の金額を押し下げているのかなと考へてございませう。

固定資産税の評価替えにつきましては、3年に一度実施されているところでありませうけれども、第2年度の東京都の物価、これを基準に評価額を算出するような形にな

ってまいります。これが毎回毎回下落をしてきているというところで、家屋の減価分というものを見込まざるを得ないというような状況でございまして、景気がよくなってきまして物価が上がってくると、家屋につきましては据え置き措置がとられるという形になってまいります。歯止めがかかってくるのかなというところではありますが。

ただ、次回の評価替えは平成27年度になるわけですが、ちょうど今年平成25年度が第2年度目ということで、今年の物価が27年の評価替えに反映されるというところでありまして、27年度の評価替えまでは、なかなか厳しいのかなと感じております。

そのほかに償却資産というのがございまして、これは毎年毎年申告をしていただくものでございまして、経済情勢を反映いたしまして、毎年この辺につきましては、やはり減価をしてきているというような状況がございまして。

固定資産税につきましては、町税の中でも安定した財源と言われておりますけれども、やはり物価に左右されるというところでは、なかなか厳しいのかなというふうに感じてございまして。

町税全体で2.5%の減ということになります。これにつきましては、やはり固定資産税が24年度につきましては大幅にダウンしているというところと、あとこれはたばこ税の関係になりますけれども、たばこ税、税率の改正等がございまして、このところにきまして、また、年々伸びているというところもございまして。全体といたしまして町税は伸びているというお話なんです。基本的には評価替えというダウンの要素もありましたけれども、例年並みというような伸び方を今回はできたのかなというふうに考えてございまして。

○委員長（井上宜久）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

もう一点、質問させていただきたいと思っております。決算書の12、13ページ、これは全体的な問題としてかかわってくるかと思っておりますけれども、ここには町税の欄がございまして。不納欠損額が745万円、それから、収入未済額が6,611万円余。

平成23年のときもこの不納欠損、あるいは歳入未済額、これが町民の方からも、どう議会で論議したのかと報告会で質問等を受けたところからございまして。そこで町のほうから不納欠損の調定額等の資料をいただいているわけですが、私がいろいろ調べてみましたけれども、平成23年度より不納欠損等については、改善の兆しがあったかなと見られておりますけれども、そういう受けとめ方をしているのかどうかですね。なおかつ、これに類似するような形で、収入未済額が今後予想される不納欠損にかかわってくる懸念がございまして、今回の決算を受けて、こういった不納欠損、件数あるいは指名を含め、どのように受けとめているのか。なおかつ、これに対する町の取り組みを23年度いろいろ論議した経過を踏まえて、どのような改善策がされてきているのかどうか、お答え願いたいと思っております。

○委員長（井上宜久）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは、高橋委員の質問にお答えします。不納欠損と収入未済額の関係ですけれども、収入未済額は改善しています。収入未差額は、徴税全体では、23年度6,800万円ありましたが、24年度で6,600万円余りということで、2,000万円ほど減になっているという形です。

ちょっと私の聞き取り間違いかもしれませんが、不納欠損については、逆に額が増えているということで、不納欠損については、23年度200万ほどでしたが、24年度740万ほどに増えているということで、不納欠損については、基本的には出さないように、滞納処分等を行っているんですけども、期限が切れ、どうしても支払いが不可能だということになっての時効成立によって、20年たまたま不能欠損の大口があって、トータルで700万円ほどの数字になったという形になっています。

あと不納欠損の細かい数字等については、担当課長から後で説明しますが、町税の収入、徴収対策については、基本的にはかなり景気の動向が不透明な中で、なかなか個人の方々の収入等が不安定になり、滞納される方が増えてきているということは事実です。そういうことは税の公平性を欠くことにもなりますので、滞納整理、滞納処分等を順次進めています。昨年の10月に滞納整理方針というのを町で打ち出しました。徴収対策会議の中で滞納整理方針というのを立てて、それで順次進めています。まだ、その結果が、実際の24年度決算には結びついていませんけれども、今後、その方針に沿って、順次滞納整理等を行っていきたいと考えています。

○委員長（井上宜久）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、不納欠損の件数についてお答えをしたいと思います。不納欠損につきましては、地方税法第15条の7、第4項、これは執行の停止、継続による不納欠損ということになります。対象者数としては19人、これは各納期を1件と考えますので、件数といたしまして、129件です。

次に地方税法第15条の7第5項の規定、こちらは即時消滅ということになりますが、外国人が帰国してしまったということによる即時消滅でございますけれども、対象者一人で、5件ほどございます。

また、地方税法第18条第1項の規定、こちらは5年の消滅時効ということになりますが、こちらにつきましては、対象者数134名、件数として536件でございますが、こちらのところに、今、部長もお答えさせていただきましたが、大口の滞納者、これは自己破産等をした結果ということになりますけれども、これが含まれての多額の不納欠損額ということになってございます。

○委員長（井上宜久）

高橋委員。

○2番（高橋久志）

不納欠損で、23年度より減少傾向かなという話をしてしまいましたけれども、地方税法の法律に基づいて、15条の7、4項、5項、それから、18条の1項と、こういった関係を含めて、私の調査ミスかなと思っているところでございますけれども、不納欠損が、今、説明があったように増加する傾向というのは、今、町民の納めたくても納め切れない、こういう状況が、この中には多く含まれているのではないかなと感じているところがございます。やはり町税を含めた税の公平性という観点がございますけれども、税はやはり今の経済状況を踏まえて、きちんと押さえて行かない限り、こうした不納欠損、あるいは収入未済額、これが生じてくるのかなと。今の経済状況を踏まえて、もう少し次に影響を受けてくるわけですがけれども、この辺はどのように受けているのか。町民の受けとめ方と、24年決算に受けて、捉え方がいろいろあるということを踏まえて、お答え願いたいと思います。

○委員長（井上宜久）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは、お答えいたします。基本的にはやはり税の公平性という部分が大前提にありまして、景気の動向等でなかなか払にくい、払えないという方がいるにしても、やはり税を納めるのが国民の義務であるということを、生活が苦しい方々にも理解していただくのが町の姿勢であり続けなくちゃいけないのかなと考えています。基本的に滞納の部分、収入未済額は、若干減ったとはいえ、税目によっては増えている部分もありますので、そういった部分では、やはり滞納処分、後滞納者に対して、お宅に伺って、税を納めることを進めていくということは、顔の見える形で今後も取り組んでいきたいなど。やはり他市町村に比べて、徴収率はいいといっても収入未済額があり続けることは問題になりますので、そういった部分では、少しずつでも減らしていくと、そのために職員全員で努力していくという方針でいきたいと思います。

以上です。

○委員長（井上宜久）

少し質疑の内容の整理したいんですけど、今回、一般会計の質疑の最後に総括というものを設けていますので、できましたら、ここでは主要な施策の成果及び予算執行状況についての内容に絞って質疑をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

ほかに質疑ありませんか。吉田委員、どうぞ。

○3番（吉田敏郎）

今、委員長から言われたので、ちょっと私が質問することに対して不適當であれば、総括のほうに回してください。

平成24年の決算の中で、補助金について質問させていただきます。町の財政上、県の補助金が非常に大きなウエートを占めておりまして、この24年度決算でも、歳入に占める割合が非常に大きく補助金なくしては、財政はおぼつかない状態になっているということは理解しております。

この補助金には、医療や福祉、教育関係、それから制度的な補助金もあれば、事業補助など、さまざまな補助金があります。その中で、必要性や、内容の妥当性を抜本的に見直し、事業そのものの廃止や、一括公金化の検討もされているところでありませけれども、24年度決算の状況を踏まえ、神奈川県補助金に対する考え方をどのように捉えて、これからの財政等々、秋に向けて予算編成に当たるのかをお伺いします。

○委員長（井上宜久）

財務課長。

○財務課長（加藤順一）

話が飛びまして、次の年度の予算編成に向けてということでしたが、24年度決算のベースにおきましては、県の補助金を、トータルの補助金というよりは、県の個別の補助金のお話かと思えます。県としては、ここの部分を補助金の整理に向けて、ロードマップを示しているところですが、基本的には、町財政に影響がないように配慮をするということを申しているところですが、個別事業については集中され、また排除されというふうな部分がございますので、そこら辺のところを考えますれば、直接的に、24年度決算ベースでは大きな影響がなかったのではないかと私としては考えているところがございます。

○委員長（井上宜久）

副町長。

○副町長（小澤 均）

ちょっと関連でお話をしたいんですけども、24年度の当初予算は、編成するその段階でも、県のほうで、いわゆる緊急対策、本部会議は立ち上げるというふうな動きがございました。24年9月に、そういう案が示された中では、具体的に市町村に対する補助金の見直しということは明確化されているんですけども、とりあえず、その実施については、25年度、26年度というところから動いていきますよということなので、24年度ベースの中では、ほとんど町に影響がなかったというふうに捉えております。その辺の動きについては、今後も注視していきたいと思っています。

以上です。

○委員長（井上宜久）

吉田委員。

○3番（吉田敏郎）

24年度においては、そういうことだということで理解しました。

24年度決算の中で、歳入の中で自動車関連の税がありまして、自動車重量譲与税が269万3,700円、そして自動車取得税交付金が217万7,300円、合計487万1,000円の収入となっております。この取得税、それから重量税が、217万7,300円、合計487万1,000円の収入となっております。

この取得税、それから重量税が、この10月1日に決まるかとも言われております。消費増税になりますと、私たちにとっては大変厳しいものとなっていくと思いますので、直接、今の自動車重量税が行政の中枢に影響あると思います。いろいろ見直しが

進められると思いますけれども、このことに関しても、決まってからではなく、今のうちから対応策をとということで、町の考え方を伺います。

○委員長（井上宜久）

吉田委員の質問については、行政推進部で答弁をしていきたいと思いますが、あくまでも決算でありますので、決算に係る質問をしていただきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いします。

ほかに質疑ございませんか。

小林秀樹委員、どうぞ。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。町税が若干伸びている中で、不納欠損額が24年度は突出して悪化しているということは、先ほど行政の方も認識されておりますけれども、収入未済は、ここ4年間前後しております。不納欠損が2倍から5倍ぐらいに、この4年間で増えているんですけれども、先ほどのご説明では、例えば、外国人の方が帰られて、それを徴収できなかったということですが、こういう現象というか状況というのは、不納欠損になる前の何年間で、それらを予測して対応できなかったのかどうか。その辺の事情というのを、ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（井上宜久）

この答弁については、税務窓口課という形になると思いますので、町民サービス部の質疑のときに答弁をしたいと思いますが、いかがですか。

そのほかありませんか。

（「なし」という者多数）

○委員長（井上宜久）

ないようですので、以上で、平成24年度決算に係る会計年度中の主要な施策の成果及び予算執行状況についての質疑を終了します。

暫時休憩をいたします。再開を9時55分といたします。

午前9時47分